

船橋百寿苑短期入所サービス（重要事項説明書）

あなた（もしくはあなたの意思を代理する家族等）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知つておいていただきたい内容を説明いたします。分からぬこと、分かりにくいことがあれば、その都度遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第32号）」及び「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年条例第33号）」の規定に基づき、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の契約に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者	名称	社会福祉法人 修央会
	所在地	千葉県船橋市古和釜町 791 番地 1
	電話番号	047-462-2021
	FAX 番号	047-462-7638
	法人の種別	社会福祉法人
	代表者の職・氏名	理事長 石神 一明
	法人設立年月日	昭和 57 年 8 月 26 日
	法人が行う他の事業	(1)第一種社会福祉事業 ・ 軽費老人ホームの経営 ・ 特別養護老人ホームの経営 (2)第二種社会福祉事業 ・ 老人デイサービス事業の経営 ・ 老人短期入所事業の経営 ・ 老人介護支援センター事業の経営 ・ 認知症対応型共同生活介護事業の経営

2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	船橋百寿苑短期入所サービス
介護保険指定事業所番号	1270900390
事業所所在地	千葉県船橋市古和釜町 791 番地 1
電話番号/FAX 番号	047-469-0161 / 047-469-0110
管理者氏名	竹内 直之（タケウチ ナオユキ）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所サービス等」という。）事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所サービス等事業の提供を確保する。
運営の方針	<p>1 短期入所サービス等の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。</p> <p>3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。</p> <p>4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。</p> <p>6 事業所は、短期入所サービス等の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。</p> <p>7 短期入所サービス等の提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。</p> <p>8 前7項のほか、船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）、船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第61号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。</p>

(3) 施設の概要及び主な設備等

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て			
敷地面積	8,077.41 m ²			
延べ床面積	8,587.23 m ²			
開所年月日	平成8年4月1日			
入所定員	80人 (他に併設型短期入所20人)			
居室数及びその種類	39室	種別	室数	備考
		個室	5室	2階 4室 (居住費の額は多床室扱い) 3階 1室 (従来型個室)
		2人部屋	20室	2階 16室 3階 4室
		3人部屋	1室	3階 1室
		4人部屋	13室	1階 3室 2階 8室 3階 2室
		合計	39室	収容人数100人 (併設型短期入所20人含む)
食堂兼娯楽室	3室	1階～3階の各階に設置		
静養室	1室	1階に設置		
医務室	1室	1階に設置		
機能訓練室	1室	2階に設置		
浴室	4室	1階 特殊浴槽浴室、機械式浴槽装置付き一般浴室 2階 機械式浴槽装置付き一般浴室 3階 機械式浴槽装置付き一般浴室		
トイレ	8室	1階3室 (来客用含む)、 2階3室、 3階2室 ※全てのトイレは居室外に設置 (職員用等は除く)		

※ 事業所では上記の居室及び設備をご用意しています。入居される居室は原則4人部屋となります
が他の種類の居室もあります。個室など他の種類の居室の利用を希望される場合は、その旨をお申し出下さい。なお、利用者の心身の状況や居室の空き状況、他の利用者の心身の状況等によりご希望に沿えない場合があります。

※ 事業所での喫煙は禁止されています。

(4) 利用定員 利用定員 1階12人、2階68人、3階(併設型短期入所)20人

※ 併設する特別養護老人ホームの空床を短期入所サービス等に利用する場合もある。

(5) 職員体制

事業所は、利用者に対して指定介護老人福祉施設の空床利用型及び併設型として、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する職員について、以下のとおり配置しています。

○主な職員の配置状況

令和6年8月1日現在

職種	指定基準	業務内容及び特記事項	事業所配置状況		
			常勤	非常勤	備考
管理者(施設長)	1人	併設する他の事業との兼務	1人	—	①
介護職員	31人以上	併設する介護老人福祉施設との兼務	16人	18人	②
生活相談員	1人以上	常勤の職員を配置	3人	—	②
看護職員	3人以上	1人は常勤の職員を配置	2人	5人	②

(備考) ① 管理者は、他に指定介護老人福祉施設の施設長を兼務します。

② 指定基準を遵守し、基準値以上の職員配置を維持するよう努めます。

※ 職員の配置は指定基準を遵守しますが、人員配置基準を下回り人員基準欠如による減算の対象となった場合には、早急に改善を図るとともに、速やかに利用者及びその家族等若しくは身元引受人にご連絡いたします。また、現在の各種加算の算定対象となるサービスの提供は、やむを得ず変更となる場合があることをご了承ください。

○主な職種の勤務時間・勤務曜日の体制

職種	勤務時間・勤務曜日		
介護職員	日勤	8時30分～17時30分	曜日不問
	遅番	10時00分～19時00分 10時30分～19時30分	曜日不問
	夜勤	16時30分～翌9時30分	曜日不問
	生活相談員	8時30分～17時30分	曜日不問
看護職員	日勤	8時30分～17時30分	曜日不問
事務職員	日勤	8時30分～17時30分 (左記以外は宿直者で対応)	曜日不問

※ 主な勤務体制のため、実際の勤務時間とは異なる場合があります。

3. 契約期間

- (1) 本契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- (2) 前項の契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、当該認定の有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護又は要支援認定の有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。但し、要介護状態区分の変更が、要介護から要支援又は非該当、要支援から要介護又は非該当となった場合は、従前の要介護状態区分の有効期間満了日をもって契約期間満了日とします。
- (3) 契約期間満了日の2日前までに、利用者又はその家族、成年後見人（以下「その家族等」という。）若しくは身元引受人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。
- (4) 前項に基づき本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護状態区分の有効期間満了日までとします。更新後における契約期間中に利用者の要介護状態区分に変更があった場合の契約期間は、第2号但書と同様

の取扱いとします。

4. 身元引受人(連帯保証人)

事業所は、利用者が短期入所サービス等の提供を受けるに当たって、身元引受人（連帯保証人）を求めるすることができます。

身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業所に対する一切の債務について、利用者と連帯して履行の責任を負うものとし、身元引受人の債務の負担の極度額は 50 万円を限度とします。

また、身元引受人が負担する債務の元本は、利用者が死亡又は介護保険施設その他の施設への入所、医療機関へ入院したとき等並びに身元引受人が死亡したときに確定するものとします。

利用者又は身元引受人が負担すべき債務等は、利用者に係る短期入所サービス等の提供に伴う各月別の利用料金等を 2 か月以上遅延した場合の滞納金額の全額の支払い及び利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の入院申込手続及び退院の手続き又は入院費用に関する医療費の支払い、利用者の故意又は過失により事業所及び事業所の設備を滅失、損壊、汚損等した際の原状回復にかかる相当の代価の支払いのほか、本契約の解約若しくは解除、契約書第 19 条から第 26 条に掲げる同意若しくは権利の行使等（利用者の死亡に伴い事業所を退所となる場合の利用者の遺体及び遺留金品の引取り並びに当該引取り等に際して発生する費用の支払いを含む。）となります。

また、事業所は身元引受人から請求があった際は、利用料金等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を遅滞なく提供いたします。

社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由があると認められる場合又は身元引受人が負う債務の内容等に斟酌すべき事由がある場合は、契約者及び事業所の双方が協議して対応します。

なお、当該身元引受人に関して、身元保証を行う事業者等が代行する場合は、これを妨げるものではありません。

5. 事業所が提供する短期入所サービス等と利用料金

事業所は、利用者に対して以下のサービスを提供し、利用料金の支払いを受けます。

(1) 受給資格等の確認

事業所は、短期入所サービス等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証により被保険者の資格、要介護若しくは要支援認定の有無及び要介護若しくは要支援認定の有効期間を確認し、当該被保険者証に介護認定審査会意見の記載がある場合は、これに配慮するよう努めます。

(2) 要介護認定又は要支援認定の申請に係る援助

事業所は、短期入所サービス等の提供に際し、要介護認定若しくは要支援認定を受けていない利用申込者については、当該申請の有無を確認し、いずれについても当該申請がされていない場合は、本人の意思を踏まえて速やかに当該申請を行います。

また、事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合で、必要と認めるときは、要介護認定若しくは要支援認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている当該認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行います。

(3) 短期入所サービス等の取扱方針

短期入所サービス等の種別による取扱方針は、次のとおり。

①指定短期入所生活介護に関する事項

- (a) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- (b) 事業所は、指定短期入所生活介護を相当期間以上（概ね4日以上）にわたり継続して利用することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なサービスとならないよう配慮して行います。
- (c) 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族、成年後見人（以下「その家族等」という。）若しくは身元引受人に対し、当該サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行い、同意を得ます。
- (d) 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (e) 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等若しくは身元引受人に対し十分に説明し、同意を得て行うものとします。また、身体的拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、これを5年間保存します。
- (f) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

②指定介護予防短期入所生活介護に関する事項

- (a) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護が利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- (b) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ります。
- (c) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援する事が目的であることから、常に意識してサービスの提供に当たります。
- (d) 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。
- (e) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーション

ケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。

(f) 上記①の(b)及び(c)の指定短期入所生活介護とあるのは指定介護予防短期入所生活介護と、短期入所生活介護計画とあるのは介護予防短期入所生活介護計画と読み替えて実施します。また、上記①の(d)及び(e)の指定短期入所生活介護とあるのは、指定介護予防短期入所生活介護と読み替えて実施します。

(4) サービス提供の記録

事業所は、短期入所サービス等を提供した際には、その提供日及びその内容その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画を記載した書面等に記載します。また、その際は、その具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者又はその家族等若しくは身元引受人に対して提供します。

(5) 事業所が提供する短期入所サービス等と利用料金

事業所が提供する短期入所サービス等では、利用料金の一部が介護保険から給付される場合（法定代理受領サービス）と、利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合（償還払い）があります。

○法定代理受領サービス

法定代理受領サービスに該当する短期入所サービス等を提供した際には、利用者から利用料金の一部として、短期入所サービス費用基準額から事業所に給付される短期入所サービス等費の額を控除して得た額の給付を受けます。

○償還払い

法定代理受領サービスに該当しない事由（保険料の滞納等）がある場合は、一旦、費用の金額を利用者が事業所に支払います。事業所は利用者が市町村に申請すると保険給付に該当する額の給付を受けるために必要となる「サービス提供証明書」を交付します。

(6) 介護保険給付の対象となる短期入所サービス等の内容

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き利用者の負担割合（1割又は2割又は3割）に応じた額の差額が介護保険から給付されます。

事業所の提供する短期入所サービス等は、「居室の提供」のほか以下のとおりです。

短期入所生活介護計画 又は介護予防短期入所 生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none">1 計画等作成の経験者等は、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）に沿って、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成します。2 作成した計画書の内容について、利用者に対して説明し、同意を得ます。同意を得た計画書については、利用者に交付します。
---------------------------------------	---

入浴	1 入浴は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者の自立に向けた援助を行います。 2 利用者の心身の状態等により入浴が困難な場合は、清しきにより対応いたします。
排せつ	1 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 2 おむつを使用せざるを得ない利用者については、利用者の心身の状況に適したおむつを提供し、おむつ交換は、利用者の排せつ状況を踏まえて実施します。
食事	1 栄養並びに利用者の心身の状況（摂食・嚥下機能ほか）及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。 2 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して、食堂で摂ることを支援します。 3 食事の提供時間は、朝食は8:00、昼食12:00、夕食18:00に提供することを基本とします。
機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
健康管理	事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとります。
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。
その他のサービスの提供	1 寝たきり防止のため利用者の身体状況を考慮して、可能な限り離床させ、着替え、整容等日常生活の世話を適切に行います。 2 教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行います。

(7) 利用料金

(a) 短期入所生活介護サービス費

利用者又はその家族若しくは身元引受人は、利用者の要介護度に応じた短期入所サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額（1割又は2割又は3割））と、食費と滞在費に係る負担段階（後掲する収入、所得及び預貯金額に基づく）ごとの金額（自己負担額）の合計金額をお支払いいただきます。

① 基本単位数及び費用額(1日当たり)

令和6年8月1日現在

要介護度	従来型個室		多床室	
	併設型短期入所生活介護費（I）		併設型短期入所生活介護費（II）	
要介護 1	603 単位	6,428 円	603 単位	6,428 円
要介護 2	672 単位	7,164 円	672 単位	7,164 円
要介護 3	745 単位	7,942 円	745 単位	7,942 円

要介護 4	815 単位 8,688 円	815 単位 8,688 円
要介護 5	884 単位 9,423 円	884 単位 9,423 円

※1 上表の金額は、地区区分別 1 単位の単価（当事業所は 4 級地 10.66 円）に単位数を乗じて得た額に端数を四捨五入し 1 日当たりの短期入所生活介護費給付額を表示しています。

※2 介護保険給付率は 90% として算定。所得に応じて 80%、70% として算定します。

※3 要介護度に応じて定められた区分支給限度額を超えたサービス費用は保険給付の対象外となり、その超えた全額が自己負担となります。

※4 連続して 30 日を超えてサービスを利用している場合は、区分支給限度額以内であっても自己負担額が 1 日発生します。

②加算の算定について

短期入所生活介護費については、上記基本費用額のほか一定の要件に基づき算定可能な加算や減算が設けられています。加算を算定する場合は、必ず利用者及びその家族等に対して説明し、書面による同意を得ることとします。

※ この加算に係る同意に関しましては、下表に基づき説明の上、本重要事項説明書で同意をいただく一連のものとして取り扱わせていただきます。

但し、利用料金等の金銭的負担を伴う内容に変更があった場合は、その都度、内容を説明した書面を作成し、変更同意書を交付の上、利用者又はその家族等からの同意を得るものとします。

ⓐ当事業所が算定する加算は下表のとおりです。

令和 6 年 8 月 1 日現在

加算の項目	内 容	単位数
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	連続して 30 日を超えて短期入所生活介護を受けている場合（減算）	30 単位/日
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を 1 名以上配置していること	4 単位/日
療養食加算	医師発行の食事箋により提供された適切な栄養量・内容を有する糖尿病食等や検査食(1 日 3 回を限度)	8 単位/回
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなつていない短期入所生活介護を緊急に行ったとき（7 日、やむを得ない場合 14 日を限度）	90 単位/日
送迎加算（片道につき）	利用者の居宅と当事業所との間の送迎を行う場合	184 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が 60/100 以上であること	18 単位/日
介護職員待遇改善加算（Ⅲ）	介護職員の安定的な待遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てる目的に創設された加算であり、キャリアパス要件及び職場環境要件を満たす場合に算定。	13.6%/月

※1 利用者数及び入所者数の合計数が入所定員を超える場合、又は介護職員若しくは看護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準に満たない場合、上記①基本単位数に 70/100 を乗じて減算し、算定します。

- ※2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（厚生労働大臣が定める基準）を満たさない場合は、上記①基本単位数に 97/100 を乗じて減算し、算定します。
- ※3 利用者に係る身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束の適正化委員会の未開催、身体拘束に係る定期的研修の未実施などの場合（厚生労働大臣が定める基準）、身体拘束未実施減算として、利用者全員について上記①の基本単位に 1/100 を乗じて減算し、算定します。
- ※4 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の未開催、虐待に係る定期的研修の未実施などの場合（厚生労働大臣が定める基準）、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について上記①の基本単位に 1/100 を乗じて減算し、算定します。
- ※5 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合（厚生労働大臣が定める基準）、業務継続計画未策定減算として、利用者全員について上記①の基本単位に 3/100 を乗じて減算し、算定します。

(b) 介護予防短期入所生活介護サービス費

利用者又はその家族若しくは身元引受人は、利用者の支援状態区分に応じた介護予防短期入所サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額（1割又は2割又は3割））と、食費と滞在費に係る負担段階（後掲する収入、所得及び預貯金額に基づく）ごとの金額（自己負担額）の合計額をお支払いいただきます。

① 基本単位数及び費用額(1日当たり)

令和6年8月1日現在

要支援状態 区 分	従来型個室		多床室	
	併設型短期入所生活介護費（I）		併設型短期入所生活介護費（II）	
要支援 1	451 単位	4,808 円	451 単位	4,808 円
要支援 2	561 単位	5,980 円	561 単位	5,980 円

- ※1 上表の金額は、地区区分別 1 単位の単価（当事業所は 4 級地 10.66 円）に単位数を乗じて得た額に端数を四捨五入し、1 日当たりの短期入所生活介護費給付額を表示しています。
- ※2 介護保険給付率は 90% として算定。所得に応じて 80%、70% として算定します。
- ※3 要支援状態区分に応じて定められた区分支給限度額を超えたサービス費用は保険給付の対象外となり、その超えた全額が自己負担となります。

② 加算の算定について

介護予防短期入所生活介護費については、上記基本費用額のほか一定の要件に基づき算定可能な加算や減算が設けられています。加算を算定する場合は、必ず利用者及びその家族等に対して説明し、書面による同意を得ることとします。

※ この加算に係る同意に関しましては、下表に基づき説明の上、本重要事項説明書で同意をいただく一連のものとして取り扱わせていただきます。

但し、利用料金等の金銭的負担を伴う内容に変更があった場合は、その都度、内容 を説明した書面を作成し、変更同意書を交付の上、利用者又はその家族等からの同意を得るものとします。

⑤ 当事業所が算定する加算は下表のとおりです。

令和6年8月1日現在

加算の項目	内容	単位数
-------	----	-----

療養食加算	医師発行の食事箋により提供された適切な栄養量・内容を有する糖尿病食等や検査食(1日3回を限度)	8単位/回
送迎加算(片道につき)	利用者の居宅と当事業所との間の送迎を行う場合	184単位/回
サービス提供体制強化加算(II)	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60/100以上であること	18単位/日
介護職員待遇改善加算(II)	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算であり、キャリアパス要件及び職場環境要件を満たす場合に算定。	13.6%/月

- ※1 利用者数及び入所者数の合計数が入所定員を超える場合、又は介護職員若しくは看護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準に満たない場合、上記①基本単位数に70/100を乗じて算定します。
- ※2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(厚生労働大臣が定める基準)を満たさない場合は、上記①基本単位数に97/100を乗じて算定します。
- ※3 利用者に係る身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束の適正化委員会の未開催、身体拘束に係る定期的研修の未実施などの場合(厚生労働大臣が定める基準)、身体拘束未実施減算として、利用者全員について上記①の基本単位に1/100を乗じて減算し、算定します。
- ※4 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の未開催、虐待に係る定期的研修の未実施などの場合(厚生労働大臣が定める基準)、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について上記①の基本単位に1/100を乗じて減算し、算定します。
- ※5 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合(厚生労働大臣が定める基準)、業務継続計画未策定減算として、利用者全員について上記①の基本単位に3/100を乗じて減算し、算定します。

(7)-2 定員の遵守

事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室定員を超えての利用を行いません。

(8) 利用者負担の割合について(要支援・要介護認定を受けた方に共通の内容)

介護保険サービスの利用には、原則、かかった費用の1割から3割を自己負担します。利用者本人の市民税課税状況と本人及び同じ世帯にいる65歳以上の所得額により、次のように決定され、保険者である市町村から「介護保険負担割合証」が交付されます。

<利用者負担割合の決定方法>

令和6年8月1日現在

本人の合計所得金額	世帯の合計所得金額	負担割合
40歳～64歳、生活保護受給者、市民税非課税、本人の合計所得金額が160万円未満		
本人の合計所得金額が160万円以上 220万円未満	(年金収入)+(その他の合計所得金額の合計)が 単身世帯で280万円未満、又は	

本人の合計所得金額が 220 万円以上	2 人以上の世帯で 346 万円未満	1 割
本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満	(年金収入)+(その他の合計所得金額の合計)が 単身世帯で 280 万円以上、又は 2 人以上の世帯で 346 万円以上	2 割
本人の合計所得金額が 220 万円以上	(年金収入)+(その他の合計所得金額の合計)が 単身世帯で 280 万円以上 340 万円未満、又は、 2 人以上の世帯で 346 万円以上 463 万円未満	
本人の合計所得金額が 220 万円以上	(年金収入)+(その他の合計所得金額の合計)が 単身世帯で 340 万円以上、又は、2 人以上の世帯 で 463 万円以上	3 割

※1 介護保険法令等の改正により負担割合に変更があった場合は、変更後の負担割合を適用します。

※2 生計困難者に対する「社会福祉法人等入所者負担額軽減確認証」の交付を受けている場合は、当該確認証に記載された軽減率を適用いたします。

(9)食費及び滞在費について(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に共通です)

短期入所サービス等を利用した場合、利用者又はその家族等若しくは身元引受人は「食費」及び「滞在費」の全額を自己負担することとなります。なお、市町村へ申請することで下表のとおり軽減される場合があります。

●軽減制度の内容(1 日当たり)市民税非課税世帯であること

令和 6 年 8 月 1 日現在

区分	食 費	滞在費		軽減適用の要件
		多床室	従来型 個室	
費用基準額	1700 円	915 円	1,231 円	施設の食費・居住費の平均的費用の勘案額（国）
第 1 段階	300 円	0 円	380 円	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、預貯金等額が本人 1,000 万円以下。配偶者と合わせて 2,000 万円以下。
第 2 段階	390 円	430 円	480 円	年金（非課税年金含む）収入額とその他の合計所得金額が年間 80 万円以下で、預貯金等額が本人 650 万円以下。配偶者と合わせて 1,650 万円以下。
第 3 段階①	650 円	430 円	880 円	年金（非課税年金含む）収入額とその他の合計所得金額が年間 80 万円を超える 120 万円以下で、預貯金等額が本人 550 万円以下。配偶者と合わせて 1,550 万円以下。

第3段階②	1,360円	430円	880円	年金（非課税年金含む）収入額とその他の合計所得金額が年間120万円を超え、預貯金等額が本人500万円以下。配偶者と合わせて1,500万円以下。
第4段階	1,700円	915円	1,231円	上記のいずれにも該当しない方

※第4段階の食費の内訳は、施設独自の設定額として、朝食480円、昼食660円（食事560円・おやつ100円）、夕食560円（合計1,700円）となります。なお、費用基準額（1,445円/日）の食費の内訳は、朝食400円、昼食584円（食事494円・おやつ90円）、夕食461円です。

※介護保険法令等の改正により負担額に変更があった場合は、変更後の負担額を適用いたします。

(10) 保険給付の対象外のサービスについて(食費・滞在費を除く)

以下のサービスについては介護保険給付の対象とはならないため、その費用については、入所者又はその家族等若しくは身元引受人において全額自己負担することとなります。

<その他のサービスの概要と料金>

区分	内容	料金
特別な食事（含む飲料）	利用者又はその家族等が選定する特別な食事（医師の確認を得たもので施設管理栄養士による栄養管理を含む。）を提供します。	要した費用の実費 (高カロリー補助食品等)
理美容代	事業所が提携する理美容業者により、定期的に理美容サービスをご利用できます	実費
日常生活品費等	利用者又はその家族等の自由な選択により保険給付とは重複しない身の回り品の購入（予防接種自己負担金など）	実費 (物品購入費等の実費)
施設内・外の行事参加費等	利用者又はその家族等の選択により、施設内外の企画行事への参加費又は教養娯楽費など	実費 (入場料・外食代などの実費)

(11) 利用料金の支払い方法

- ① 上記「(7) 利用料金」から「(9)食費及び滞在費について」及び「(10) 保険給付の対象外のサービスについて」の料金は、短期入所サービス等の提供月の末日までの費用を一月分ごとに計算し、原則、サービス提供月の翌月15日までにご請求（短期入所利用料金請求書、立替金等請求書）します。また、利用料金のお支払いは、原則、当該請求月の月末までとなります。但し、次の②の(a)の場合は、当該請求月の26日に、②の(b)の場合は当該請求月の27日に指定口座より支払いを受けるものとします。
- ② 利用料金の支払い方法は、次に掲げる(a)当事業所が指定する金融機関に登録された口座からの自動振替、又は(b)利用者等が希望される金融機関口座からの自動振替を基本とします。但し、(c)又は(d)のいずれかの方法も可能です。

(a)口座振替により支払う方法

事業所が指定する次の金融機関に口座が開設されており、所定の様式に口座情報

を記載した上で、事業所にご提出ください。

指定金融機関：京葉銀行

口座開設店舗：京葉銀行の本店・支店・出張所

預金種別：普通預金

※1 上記①の利用料金を口座振替で支払う場合は、請求月の 26 日に指定口座から振替えます。

但し、振替依頼書を事業所に提出後、当該依頼書を事業所が京葉銀行に提出した後は、約 3 週間経過後に口座振替が可能となりますので、一定の時間が経過するまでの間は、以下の(c) 又は(d) の方法によりお支払いください。

(b)上記(a)の京葉銀行以外の金融機関・ゆうちょ銀行の口座により支払う方法

専用の様式に、ご指定の金融機関又はゆうちょ銀行の口座情報を記載した上で、事業所にご提出ください。

※1 上記①の利用料金を自動振替で支払う場合は、請求月の 26 日に指定口座から振替えます。

但し、専用の振替依頼書を事業所に提出していただくと事業所から事務処理センターへ提出した後、原則、翌月 27 日に口座から自動振替されます。振替処理までに時間を要しますので、一定の時間が経過するまでの間は、以下の(c) 又は(d) の方法によりお支払いください。

※2 上記(a)又は(b)により口座振替を希望される場合は、事業所職員にお申し出ください。

(c)口座振込による支払方法

以下の指定口座へ振込の方法でお支払いください。

(振込先)

京葉銀行 北習志野支店 普通預金 口座番号 6496711

名義人 船橋百寿苑ショートスティー 施設長 竹内 直之

カナ フナバシヒヤクジュエンショートスティーシセツチョウタケウチナオユキ

(d)現金を持参しての支払方法

当施設の事務室で受付いたします。つり銭のないようご協力願います。

受付時間：9 時 00 分から 17 時 00 分まで（土・日・祝日も受付します）

※ 現金を持参する場合は、遅くとも支払日の前日までに事務室にご連絡ください。

(12)利用者に関する市町村への通知

事業所は、利用者が次の事項のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- ① 正当な理由なしに短期入所サービス等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態若しくは要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

6. 利用申込、利用期日の変更、キャンセル等

(1)利用の申込等について

- ① 居宅介護支援事業所の担当居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）又は介護予防支

援事業所（地域包括支援センターを含む。）の担当者に申込み、当事業所との調整を踏まえて利用日時を決めていただくこととなります。

② 利用日時の変更やキャンセルにつきましては、当日の午前 8 時 30 分までに当事業所までご連絡ください。（緊急入院等やむを得ない理由で連絡ができない場合を除く。）

また、居宅へ迎えに行ってからのキャンセルについては、送迎費用と食費の実費のご負担をお願いすることができますので予めご了承ください。

なお、この際、利用者又はその家族等から担当の居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）又は介護予防支援事業所の担当者に変更・キャンセルの旨をご連絡ください。

(2)短期入所サービス等の中止

次の事由に該当する場合は、利用期間中であっても短期入所サービス等を中止し、退所していただく場合があります。この場合、退所日までの日数で利用料金を計算し、ご請求させていただきます。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 利用初日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命、身体、健康保持に重大な影響を与える行為があった場合、又はそれが予見されるとき。

(3)入退所時の送迎時間、送迎範囲(事業所職員及び事業所車両による場合)

送迎時間については、事業所出発時間を 8 時 40 分、事業所到着時間 17 時 30 分を基本とします。また、送迎の範囲は、船橋市域及び近隣市までとさせていただきます。

なお、交通事情によりご希望の時間に添えない場合があることをご了承ください。

※1 詳細は、当事業所の担当者にお問い合わせください。

※2 土・日、お盆、年末年始の送迎につきましては、事業所での対応ができない場合があります。その際は、ご家族による送迎とさせていただく場合があります。

7. サービス利用中の医療の提供について

(1) サービス利用中の医療行為に関しては、事業所の看護職員が適切に対応できる利用者に限って提供することができます。利用期間中の服薬や医療処置は、利用者の主治医の指示に従います。また、当事業所では、利用期間中の利用者の容体変化に対して、「薬の処方」や「医療処置行為」は、一切出来ませんのでご了承ください。

(2) 利用者の容体変化により事業所の看護職員が医療機関への受診が必要と判断した際には、利用者の家族等の付き添いで受診していただきます。なお、夜間・深夜・早朝の時間帯は、看護職員との連携を取り、介護職員又は宿直者が判断する場合があります。

受診する医療機関の選定は、事前に聴取等した利用者の主治医への受診を優先しますが、診療科目外や診療自体ができないといった場合には、利用者又はその家族等の判断によるものとします。

また、緊急時は、主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、救急要請する場合があります。その際、主治医又は協力

医療機関のいずれもがやむを得ない事情により受入が困難な場合は、救急隊員の判断を優先し、搬送先医療機関を決定させていただきます。

- (3) 入院の可否については、受診先医療機関の医師の決定によります。入院が決定した際に入院先の医療機関が必要とする利用者等の情報は、当法人が定める個人情報に関する基本規則第9条第1項に基づき提供いたします。
- (4) 入院先医療機関での諸手続き（入院同意書・リース物品契約・入院保証金等）及び入院費用の支払いに関しては事業所では代行できませんので、利用者又はその家族等若しくは身元引受人が直接入院先の医療機関とご対応くださるようお願いします。

8. 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成

短期入所サービス等の利用期間が概ね4日以上連続して利用する場合は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を、前者の計画については居宅サービス計画により、後者の計画については介護予防サービス・支援計画のそれぞれの計画沿って作成し、これを利用者又はその家族等若しくは身元引受人に説明し、同意を得た後は、当該各計画への署名・押印をいただき、これを交付いたします。計画の変更が必要な場合は、同様の方法により実施するものとします。

なお、計画を作成しない場合であっても、利用者の希望、状態等に応じて適切な短期入所サービス等を提供することに努めます。

9. 短期入所サービス等の利用上の留意事項

事業所の利用に当たっては、利用者の共同生活の場として快適かつ安全を確保するためには、次の事項をお守りください。

(1)持ち込みの制限

サービス利用にあたり、次に掲げるもの以外は持ち込むことはできません。

- ① 日常生活に使用する衣類、履物、薬
- ② 車椅子並びにシルバーカー、歩行補助器具
- ③ その他日常生活を過ごす上で必要な生活用具

※ 事業所での紛失に際して、当事業所では責任を負いかねますので、貴重品（現金・債権証書類・高額と思われる物品等）の持ち込みはご遠慮ください。また、そのお預かりも一切致しかねます。

サービス利用前に貴重品等の持ち込みがないようご確認ください。

なお、事業所の管理者が真に重大な内容でやむを得ないものと認めたときは、当施設が定める「預り金取り扱い指針」に基づき取り扱うものとします。

(2)面会

面会時間：午前8時00分から午後8時00分

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ感染症等の予防及びまん延防止のため、面会時間を制限して実施しています。また、感染拡大期若しくは感染拡大が見込まれる際は、面会を中止いたします。

また、事業所近隣の感染症発生状況にもよりますが、12月初旬から概ね3か月間は、

感染予防対策として面会を禁止し、利用者との面会ができなくなる場合があります

面会制限や面会中止又は面会再開とする場合は、利用者及びその家族等若しくは身元引受人に対し、事前にご案内申し上げますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、面会される際は、次の事項を遵守ください。

- ① 1階正面玄関にある「面会カード」への記帳
- ② 体温計測、アルコール手指消毒、洗面所での手洗い、うがいの徹底
- ③ 食べ物、飲み物を持ち込んでのご飲食は、1階正面玄関前スペースでお召し上がりいただき、ご飲食後にその摂取内容・摂取量を職員までご報告ください。

なお、6月から9月までの期間中は、食中毒が発生しやすい時期のため、飲食物の持ち込みは全面的に中止となります。

- ④ 面会場所は、1階正面玄関前スペース又はそれ以外の指定した場所を使用します。
- ⑤ 感染症予防の観点から利用者との面会制限をしている場合は、1階事務所にお声かけください。ご利用者を1階の指定された面会場所までお連れしての面会となります。

(3)外出

外出される場合は、事前に事業所の担当者にお申し出ください。

(4)食事

外出や医療機関への受診等で食事が不要となるときは、次の①から③の区分に応じてその旨をご連絡ください。なお、断られた食事（欠食）の料金は、上記3.(9)の「●軽減制度の内容（1日当たり）」に基づき負担限度額認定証に記載された額以内の額の場合は、は徴収いたしません。

また、上記理由で事業所へ戻られる時間が食事の時間を大幅に超えての食事の提供は、保健所の指導により提供出来ませんのでご了承ください。

- ①朝食を断る場合・・・前日の17時00分までにご連絡ください。
- ②昼食を断る場合・・・当日の10時00分までにご連絡ください。
- ③夕食を断る場合・・・当日の15時00分までにご連絡ください。

(5)事業所及び設備の使用上の注意事項

- ① 事業所内の居室、共用部分及び敷地内は本来の用途に従って使用してください。
- ② 故意又は重大な過失により施設及び設備を滅失、損壊、汚損した場合は、利用者の自己負担で原状回復いただかずか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 短期入所サービス等の提供、安全衛生等管理上の必要性から、利用者のプライバシー保護に十分配慮した上で、居室内への立入り等必要な措置を探させていただきます。
- ④ 事業所内においては、如何なる宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁止します。また、事業所従業者や他の利用者に対して同様の活動を行うことを禁止します。
- ⑤ 短期入所サービス等提供時の利用者の衣類の洗濯は、私物の適切な管理の観点から出来ません。サービス利用時の着衣はそのまま保管し、退所時に着せて帰られます。

サービス利用中は、基本的に事業所所有の衣類の利用となります。利用者の希望により、本人の衣類を着用された場合は、洗濯せずに保管し、退所時に引渡します。

なお、衣類が汚れてしまった場合には、施設の大型洗濯機・大型乾燥機を使用しますが、家庭用洗濯機と比べて衣類へのダメージがあるため、伸び、縮み、色落ち、紛失等が発生する可能性についてご理解ご了承願います。

- ⑥ 利用者又はその家族等若しくは身元引受人からの職員個人に対する暴力及び暴言等や当事業所及びこれを統括する法人に対する合理的理由のない謝罪や弁済等の要求等（カスタマーハラスメントという。）があったときは、当法人「ハラスメント防止基本指針」及び「カスタマーハラスメントに対する指針」に基づき対応し、以後の利用を中止させていただくことがあります。
- ⑦ 事業所を含む施設内は、「全館禁煙」となっていますので喫煙はご遠慮願います。
- ⑧ 事業所では、利用者の短期入所サービス等の提供上の便宜を図るため、次に掲げる書面等について、変更・更新等の都度、ご確認させていただきます。
 - (a) 健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - (b) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
 - (c) 特定医療費受給者証
 - (d) 重度心身障害者医療費助成受給券
 - (e) 自立支援医療受給者証
 - (f) 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
 - (g) 障害者手帳（身体、知的、精神）など（写しでも可能）

※ 利用者及びその家族等若しくは身元引受人は、上記書面等の記載事項が変更・更新等された場合は、その写しを添付して事業所へご報告ください。

10. 本契約の終了について

(1) 本契約の終了

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定若しくは要支援認定の有効期間満了日までです。但し、契約期間満了の 7 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者の要介護状態区分が要介護認定者の場合は「自立又は要支援」若しくは要支援認定者の場合は「自立又は要介護」と判定され、従前の要介護認定若しくは要支援認定の有効期間の終期に達したとき
- ③ 当事業所を統括する法人が解散命令を受けたとき、若しくは破産したとき又はやむを得ない事由により事業所を開鎖したとき
- ④ 事業所の滅失や重大な棄損により、利用者に対する短期入所等サービスの提供が不可能になったとき
- ⑤ 当事業所が介護保険事業所の指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき
- ⑥ 契約書第 13 条に基づき利用者から契約の解約の意思表示がされ、予告期間が満了したとき

- ⑦ 契約書第 14 条に基づき利用者から契約解除の意思表示がされたとき
- ⑧ 契約書第 15 条に基づき事業所から契約の解除の意思表示がされ、予告期間が満了したとき

(2)利用者からの契約の解約又は解除

本契約の有効期間内であっても、利用者又はその家族等若しくは身元引受人から本契約を解約することができます。その場合は、契約期間満了の 7 日前までに事業所に申入れてください。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解約又は解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院され、短期入所サービス等を利用することができなくなった場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画」が変更された場合
- ④ 事業所若しくは職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所若しくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所若しくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷付ける具体的な恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(3)事業所からの契約の解約又は解除

事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約又は解除させていただきます。

- ① 利用者又はその家族等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービスの利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、30 日以上の予告期間を設け、催告したにもかかわらず、期間内に滞納額の支払がない場合、本契約を解除いたします。
- ③ 事業者が防止策を取ったにも拘わらず、利用者又はその家族等が故意又は重大な過失により事業所又は事業所の従業者若しくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が介護保険施設及び介護療養型医療施設若しくは介護医療院その他の施設又は医療機関に入院又は入所したとき

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や災害が発生した場合において、利用者が継続して短期入所サービス等の提供を中断することなく、サービスを提供し続けられるよう、その影響を極力抑える必要があります。これを確実するために、次の各号のとおり対策を講じます。

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所サービス等

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 事業所は、事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するもの）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的（年3回）に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行います。訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

13. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。また、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催し、その結果について事業所の従業者に周知を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、事業所の従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

14. 秘密保持と個人情報保護

<p>(1) 利用者及びその家族等に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業所は、利用者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」並びに個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」の他、当法人が策定した個人情報保護に関する諸規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業所及び事業所の従業者は、短期入所サービス等を提供する上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはしません。</p>
------------------------------------	---

	<p>③ この秘密を保持する義務は、短期入所サービス等に係る契約が終了した後においても継続します。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>① 事業所は、あらかじめ利用者から文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族等の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用することはありません。この文書による同意の方法は、別紙①「個人情報の使用に係る同意書」によるものとします。</p> <p>② 事業所は、利用者及びその家族等若しくは身元引受人に係る個人情報が含まれる記録物（紙類のほか電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意義務をもって管理し、その処分に際して第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業が管理する利用者及びその家族等の情報については、利用者又はその家族等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、当該情報の訂正、追加又は消去を求められた場合は、遅滞なく調査等を実施し、その結果に応じて当該情報を適正なものとして管理した上で、情報提供するものとします。</p>

15. サービス提供に関する相談、苦情処理

事業所は提供した短期入所サービス等に係る利用者及びその家族等若しくは身元引受人からの苦情に迅速に対応するため、当法人が定める「苦情解決に関する取扱指針」に基づき、次のとおり体制を整備しています。

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 短期入所サービス等に係る事業所の相談、苦情の受付窓口は次のとおりです。

(a) 事業所の相談・苦情受付窓口

苦情受付担当者	特別養護老人ホーム船橋百寿苑 相談室長 櫻井 弥生
苦情解決責任者	特別養護老人ホーム船橋百寿苑 施設長 竹内 直之
連絡先	電話 047-469-0100 FAX 047-469-0110
受付時間	午前8時30分～午後5時30分 (土・日・祝日も受付しています。不在時は他の生活相談員が対応します。)

(b) 苦情解決第三者委員(2名を委嘱しています。)

苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、以下の第三者委員を設置しています。

1	氏名	竹澤 勝昭
	住所	千葉県船橋市坪井町 649-14
2	氏名	向田 美江子
	住所	千葉県船橋市神保町 16-46

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する体制及び手順は以下のとおりです。
- 重要事項に記した文書など利用者に交付する文書に、相談・苦情対応窓口及び担当者、並びに責任者を明記しています。
 - 相談及び苦情等の対応に関するマニュアル等を整備しています。
(規程の名称：社会福祉法人修央会苦情解決に関する取扱指針)
 - 相談及び苦情等の対応に関して文書で記録し、その内容を申出人に確認します。
 - 相談及び苦情等の対応の結果については、苦情受付から苦情解決又は改善までの経過と結果について書面で記録し、当法人の決算時の事業報告書で報告する。

(2)行政機関その他の苦情受付機関

船橋市指導監査課	所在地 船橋市湊町 2-8-11 船橋市役所別館 2 階 電話番号 047-404-2712 FAX 047-436-2139 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
船橋市介護保険課	所在地 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 3 階 電話番号 047-436-2302 FAX 047-436-3307 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 千葉県国保会館 電話番号 043-254-7428 又はホームページのメールフォームから 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝・年末年始除く）
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 電話番号 043-246-0294 FAX 043-246-0298 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝・年末年始除く）

16. 身体的拘束の廃止について

- 事業所は、短期入所サービス等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。
 - 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を、経過観察や検討内容を記録し、これを 5 年間保存します。
 「緊急性」 → 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他の利用者の生命及び身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 「非代替性」 → 身体拘束以外に利用者本人又は他の利用者の生命及び身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 「一時性」 → 利用者本人又は他の利用者の生命及び身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。
- ※ やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、利用者及びその家族等若しくは身元引受人に対し、事前に行動制限の内容や目的、拘束の時間について十分説明した上で同意を得るものとし、利用者本人に意思能力があるときは十分説明し、本人から同意を得るものとします。

- (3) 事業所は、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しています。
 (身体的拘束廃止委員会を3か月に1回又は必要な都度開催。)
- (4) 施設は、身体的拘束の適正化のための指針を整備しています。
 (身体拘束廃止に関する指針)
- (5) 施設は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を年2回以上実施しています。

17. 事故発生時の対応について

- (1) 事業所は、短期入所サービス等の提供により事故が発生したときは、速やかに応急措置又は医療的対応を行うとともに、利用者の家族等や利用者の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、地域包括支援センターへ連絡するとともに事故処理等を踏まえて保険者である市町村へ事故報告を行うものとします。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を適切に記録します。

※ 事故等があった際に、報告書等を提出する担当部署は次のとおりです。

【市町村(保険者)の窓口】	船橋市福祉サービス部指導監査課 所在地 船橋市湊町 2-8-11 船橋市役所別館 2階 電話番号 047-404-2712 FAX 047-436-2139 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
---------------	--

(3)事故等による怪我等及び容体の急変時の「緊急連絡先」について

事業所内における事故等のほか、利用者の容体に急変等があった場合は、救急車の手配又は協力医療機関等への搬送等必要な措置を講ずるとともに、速やかに利用者の家族等へご連絡いたします。

この連絡方法につきましては、緊急連絡先として、下表に記載された順位で行いますので、日中、夜間にも連絡の取れる方のご記入をお願いします。

※ 下表の記載内容に変更等があった場合は、速やかに施設までご連絡ください。

○緊急連絡先

緊急連絡先①	フリガナ			入所者 から見た 関係	
	氏 名				
	住 所	〒 一			
	電話番号		携帯		

緊急連絡先②	フリガナ			入所者 から見た 関係	
	氏名				
	住 所	〒 一			
緊急連絡先③	電話番号		携帯		
	フリガナ			入所者 から見た 関係	
	氏名				
緊急連絡先③	住 所	〒 一			
	電話番号		携帯		

18. 損害賠償について

(1)損害賠償責任

事業所は、利用者に対する短期入所サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合及び守秘義務に違反した場合には、速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について入所者に故意又は過失が認められる場合や入所者の心身の状況等から施設が負うべき賠償義務が減ぜられると認められる場合には、当該事故の具体的な内容に応じて賠償するものといたします。

(2)損害賠償がなされない場合

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

特に、以下の事項がこれに該当します。

- ① 契約締結時にあっては、利用者の心身の状況や病歴等の重要事項は短期入所サービス等の提供に当たっては適正実施のために必要不可欠となることから、利用者又はその家族若しくは身元引受人が故意にこれを告知しなかったり、不実の告知によるものに起因した損害が発生したときをいう
- ② サービス実施に当たり必要となる事項の聞き取りや確認は、事業所の従業者が具体的なサービス内容及び実施に当たっての留意事項等適切妥当なサービス提供に必要となるため、利用者又はその家族若しくは身元引受人が故意にこれを告げなかったり、不実の告知により起因して損害が発生したときをいう
- ③ 利用者の体調の変化などにより短期入所サービス等の実施を原因としない事由に起因して損害が発生したとき
- ④ 事業所の従業者による指示・依頼に対して、利用者がこれに反して行った行為に起因して損害が発生とき

(3)事業所の責によらない事由によるサービスの不実施

事業所は、地震等の天災その他事業所の責に帰さない事由をもってサービス提供が不能となった場合、利用者に対するサービス提供に係る義務を負うことはありません。

(4)事業所が加入する損害賠償保険

事業所は、自己の責に帰すべき事由による損害賠償に備えて必要な措置を講じています。

※ 事業所が加入する損害賠償保険は次のとおりです。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険の名称：介護保険・社会福祉事業総合保険

保障の概要：対人・対物、菅理財物の損壊、財物損壊を伴わない使用不能、人格権侵害、経済的損害

19. 虐待の防止について

事業所は、利用者の尊厳、人格に対する尊重を常として、虐待の発生又は再発の防止を図るため、次のとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

虐待防止対応責任者	特別養護老人ホーム 船橋百寿苑 施設長 竹内 直之
-----------	------------------------------

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。

(高齢者虐待防止及び発生時対応の指針)

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に実施しています。

(併設する特別養護老人ホームと一体的な虐待防止委員会を3か月に1回開催)

(4) 事業所の介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しています。

(5) 養護者による虐待があるとき、若しくはその恐れがあると認められる場合には、市町村と連携を取り、成年後見制度の利用を支援します。

(6) 事業所は、短期入所サービス等の提供中に事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者がいたときは、これを速やかに市町村に通報します。

20. 記録の整備

1 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しています。

2 事業所は、短期入所サービス等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(1) 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画

(2) 上記5.(3)指定短期入所生活介護に関する事項(e)又は同(3)指定介護予防短期入所生活介護に関する事項(f)に規定する身体的拘束等を行う際の、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 上記5.(4)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 上記 5. (12)に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 上記 15. (1)の②の(d)に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 上記 17. (2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

21. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等を第三者の観点から評価することの実施状況は下表のとおりです。(現時点では第三者による評価は受けていません。)

評価の実施状況	実施日(ありの場合)	評価機関名	結果の表示
1. あり ②. なし	令和 年 月 日	—	1. あり 2. なし

22. 重要事項説明の同意について

上記内容について、「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第32号）」及び「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年条例第33号）」に基づき、利用申込者又はその家族等に説明を行いました。

令和 年 月 日

事 業 者 社会福祉法人 修央会
事 業 所 船橋百寿苑短期入所サービス
所 在 地 千葉県船橋市古和釜町791番地1
管 理 者 竹 内 直 之 (印)
説明者職氏名 生活相談員 (印)

私は、上記のとおり重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代 理 人 住 所 _____
(家 族 等)

氏 名 _____ (印)

(利用者との関係)

身元引受人 住 所 _____
(連帯保証人)

氏 名 _____ (印)

(利用者との関係)